

事業者とアーティストのマッチング事業実施要領

1. 事業の目的

この事業は、文化芸術活動と経済を繋ぎ、アーティスト等の活動の場を広げることでアーティスト等の活動を後押しすること、合わせて、飲食店等の集客手段を広げることを通じて、経済の活性化を目指すことを目的とする。

2. 事業の概要

飲食店店舗等でのミニライブなどイベントの実施を希望する事業者等と、日本センチュリー交響楽団員、大阪音楽大学在校生・卒業生、豊中市立文化芸術センターレジデントアーティスト、とよなか ARTS ワゴンバンク登録アーティストなど、地域で活動するアーティストをマッチングするもの。

3. 事業の内容

- ①アーティストの紹介を希望する飲食店事業者を募集します。
- ②希望するアーティストの分野（例：クラシック、ジャズなど）のアーティストを紹介しします。

4. 事業の対象

豊中市内に店舗を構える事業者。（本社が市外の場合も可）
実施場所は、市内に限ります。

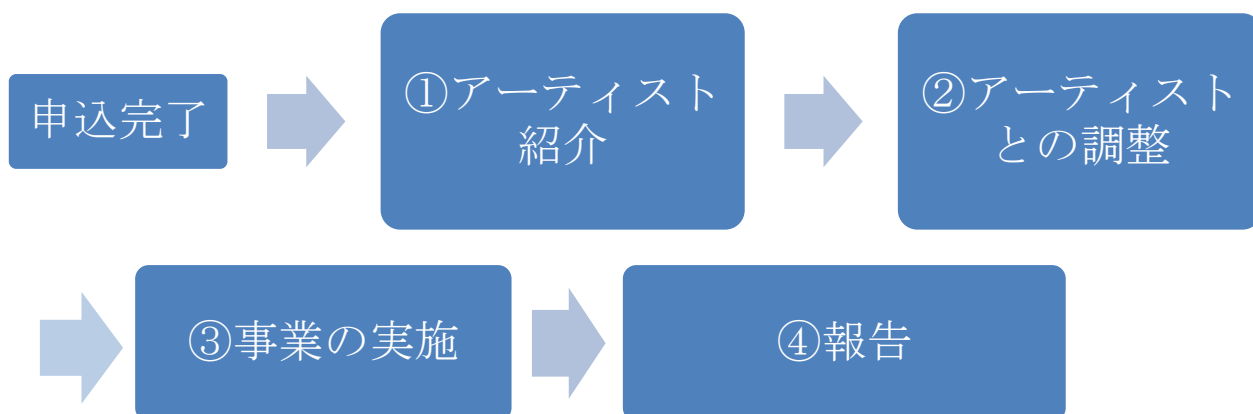
5. 申込方法

市ホームページに掲載の様式 1 に必要事項をご記入の上、下記提出先までメールで申し込み。イベント企画書（予算含む）の提出が必要。
または、市電子申込システムからの申し込み。郵送、持参も可。

（提出先）豊中市 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係
bunka@city.toyonaka.osaka.jp

6. 申込手続き後の手続き

- ① 市が実施
- ②～④ 各事業者が実施



※アーティストに対する出演謝礼金、交通費など、開催にかかる諸費用は各開催事業者が負担。

※アーティスト紹介後のやりとりは、事業者とアーティスト間で直接行う。

※とよなか音楽月間期間中に実施する音楽関連事業は、市ホームページなどに掲載します。

7. 開催後の手続き

事業実施後は、市ホームページに掲載の様式2をダウンロードし、実施報告をお願いします。または、市電子申込システムから報告。

問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係

TEL : 06-6858-2717

FAX : 06-6858-3684

Mail : bunka@city.toyonaka.osaka.jp